

現 行	改 正
<p>神戸市敬老優待乗車制度 <u>「低所得」敬老無料乗車券 敬老カード、「高頻度」敬老定期券の取扱について（当社線用のみ）</u></p> <p>1. 「低所得」敬老無料乗車券 敬老カード <u>(1) 媒体の種類</u></p> <p><u>①専用回数乗車券カードとする。（以下、「敬老カード」という。）</u> <u>②様式は別表に掲げるとおりとする。</u> <u>③ここに定めのない取扱については、社の旅客営業規則・同取扱基準規程等に準ずる。</u></p> <p><u>(2) 乗車証の使用条件</u></p> <p><u>①敬老カードを使用する際は、IC 証票の敬老パスを所持していなければならない。</u> <u>②敬老カードは、記名人のみが使用できるものとする。</u> <u>③敬老カードは、2 区の 2 4 回券とする。</u> <u>④敬老カードは、券売機によって乗車券と引き換えることはできない。</u> <u>⑤敬老カードの入缺は、残回数が 2 3 回になったとき、2 2 回になったとき、 2 0 回になったとき、及び 5 回以降毎回とする。</u> <u>⑥敬老カードは紛失時等の再発行は行わない。</u> <u>⑦敬老カードの磁気乱れ等が発生した場合は、専用の交換券と交換する。</u> <u>⑧使用開始前または使用開始後のいずれの場合であっても敬老カード</u></p>	<p>神戸市敬老優待乗車制度 「高頻度」敬老定期券の取扱について（当社線用のみ）</p>

の払戻しを請求することはできない。

⑨敬老カードで乗り越しをする場合は、現金、及び定期券で清算するも

のとし、敬老パスにより清算を行うことはできない。

⑩敬老カードの有効期間は、券面に記載のとおりとする。

⑪敬老カードの交換場所は、当社線の三宮駅・住吉駅とする。

⑫敬老カードの交換は、敬老パスの確認と神戸市が発行する敬老カード
引換券により行う。

2. 「高頻度」敬老定期券

(1) 媒体の種類

- ①通勤定期乗車券とする。(以下、「敬老定期券」という。)
- ②様式は、券面に「敬老」の文言を記載し、別表に掲げるとおりとする。
- ③ここに定めのない取扱については、社の旅客営業規則・同取扱基準規程等に準ずる。

(2) 敬老定期券の使用条件

- ①敬老定期券を使用する際は、IC 証票の敬老パスを所持していなければならない。

(3) 敬老定期券の発売

- ①敬老定期券は、神戸市が発行する定期券割引購入券により発売する。
- ②敬老定期券の発売金額は、通勤定期券の半額とする（端数 10 円単位に切り上げ）。
- ③敬老定期券は、利用を希望する区間・期間の通勤定期乗車券を発売する。

(4) その他

- ①敬老定期券の払いもどしは通勤定期券と同様であるが、利用者には払いもどし額の半額を払いもどす。その際、払いもどし手数料は利用者負担とする。

1. 「高頻度」敬老定期券

(1) 媒体の種類

- ①通勤定期乗車券とする。(以下、「敬老定期券」という。)
- ②様式は、券面に「敬老」の文言を記載し、別表に掲げるとおりとする。
- ③ここに定めのない取扱については、社の旅客営業規則・同取扱基準規程等に準ずる。

(2) 敬老定期券の使用条件

- ①敬老定期券を使用する際は、IC 証票の神敬老パスを所持していなければならない。

(3) 敬老定期券の発売

- ①敬老定期券は、神敬老パスを所持する購入希望者に対して、新規購入・継続購入にかかわらず発売する。
- ②敬老定期券の発売金額は、通勤定期券の半額とする（端数 10 円単位に切り上げ）。
- ③敬老定期券は、利用を希望する区間・期間の通勤定期乗車券を発売する。

(4) その他

- ①敬老定期券の払いもどしは通勤定期券と同様であるが、利用者には払いもどし額の半額を払いもどす。その際、払いもどし手数料は利用者

②敬老定期券の再発行は行わない。ただし、神戸市の証明書を所持する場合においてはこの限りではない。

③敬老定期券は、神戸市の定期券割引購入券をもって、継続発売することができる。

④敬老定期券の予約受付は行わない。

⑤敬老定期券は、自動定期券発行機での継続発売は行わない。

負担とする。

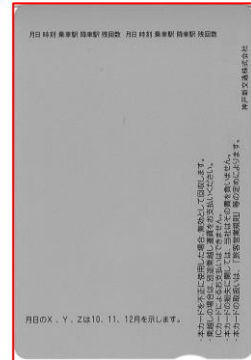
②敬老定期券の再発行は行わない。

③敬老定期券の予約受付は行わない。

④敬老定期券は、自動定期券発行機での継続発売は行わない。

別表

1. 敬老カードの様式



2. 敬老割引定期券の様式



別表

1. 敬老割引定期券の様式

